

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
の施行に関する政令の一部を改正する政令要綱

- 1 納付の委託をした場合における自動車重量税の還付を受けるための申請書及び自動車重量税納付税額証明書の交付を受けるための申請書の記載事項について定めることとする。(第15条の4、第15条の6関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、令和4年4月1日から施行することとする。(附則関係)